

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
がと日
の翌日)

目次

◇ 告 示

保険医療機関等の指定

被爆者一般疾病医療機関の指定

被爆者一般疾病医療機関の所在地の変更
大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整
が行われることがある旨の告示

豚等の移入の禁止

土地改良区の役員の就退任

入会林野整備計画の適否の決定

森林被害虫等防除法による松くい虫の駆除命令

◇ 告 告

危険物取扱者試験の実施

告 示

鳥取県告示第八百九十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十五年十月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
仲 倉 医 院	倉吉市越殿町一五五一―一	昭和五十五年十月五日
野 田 外 科 医 院	倉吉市堺町三丁目七三一―一	昭和五十五年十月一日
渡 部 外 科 医 院	境港市上道町一九九〇―二	〃
細 田 医 院	西伯郡西伯町法勝寺三九八	〃
上 村 齒 科 医 院	鳥取市弥生町一三四	〃
木 村 齒 科 医 院	日野郡日南町下阿毘縁九一〇	昭和五十五年十月十三日
岡 田 薬 局	米子市上後藤二九四―二	昭和五十五年十月一日
岡田産婦人科 クリニック	鳥取市戎町三一〇	昭和五十五年十月六日
永美齒科医院	岩美郡岩美町浦富一七一―一	昭和五十五年十月一日

鳥取県告示第八百九十六号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二條において準用する同規則第十二條の規定により告示する。

昭和五十五年十月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十五年十月七日	北山内科クリニック	倉吉市巖城三四九

鳥取県告示第八百九十七号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二條において準用する同規則第十五條第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から所在地を変更した旨の届出があつたので、同規則第二十二條において準用する同規則第十五條第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

変更年月日	名 称	区 分	所 在 地
昭和五十五年九月二十九日	家 森 薬 局	変更前	東伯郡赤碓町赤碓二〇一六
		変更後	東伯郡赤碓町赤碓二一四九

鳥取県告示第八百九十八号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年十月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

届 出 者 の 名 称	建 物 の 名 称	建 物 の 所 在 地
株式会社 スーパーマーケットかわむら	スーパーマーケット サニー	鳥取市青葉町二丁目二〇八

鳥取県告示第八百九十九号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるお

それがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十五年十月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

宮崎県児湯郡木城町の区域

鳥取県告示第九百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十五年十月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

光徳土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 松井利三雄 西伯郡名和町大字西坪二四〇

〃 新竹 孝市 〃 四七八

監事 山下 達雄 〃 一六五

昭和五十五年七月十九日開催の臨時総会において補欠選挙の結果当選し、同月二十七日就任 任期昭和五十六年八月二十五日まで

千代土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 加藤 重蔵 鳥取市倭文四一二一四

〃 荻原伊三郎 八頭郡河原町袋河原二五八

〃 荻原 忠雄 〃 四五三

〃 松岡 篤男 〃 布袋二二八

〃 中島 実 〃 二一〇

〃 西尾 久雄 〃 稻常八五〇

〃 有田 利久 鳥取市赤子田 四二一〇

〃 宮田 定男 〃 長谷一八五一一

〃 本城 実 〃 九七

〃 中村 隆春 〃 倭文四〇八十三

〃 小倉 俊男 〃 四二四一一

〃 高田 収 〃 一八四

〃 谷口 甚一 〃 一八五

〃 本多 豊蔵 〃 玉津六一

〃 横枕 一六〇

〃 前田 善一 〃 一六三

〃 小谷 頼夫 〃 猪子二〇二

〃 原田 増蔵 〃 向国安一七二

〃 橋本 美義 〃 竹生二四六

〃 有田喜美雄 〃 上味野二八一

〃 福田 秀吉 〃 二五九

玉田 定壽	二五二
本城 英賢	三四九一
山下 正夫	朝月二三六一
岸本 正一	八七一
横山 政雄	源太六〇
池沢 弘	下味野三三三
吉田 豊実	四一四
川口 柳蔵	一四七
藤原 清一	一三五一一
野村 久雄	野寺一一七
田中 抑八	服部二四一
依藤 武男	二三八
三村 利夫	菖蒲四七〇
三村 康毅	三四五
山田 義美	二七八
監事 美田 毅	八頭郡河原町稻常七六六
近藤 壽雄	鳥取市赤子田三八二
森本 隆明	菖蒲三三三

任期満了により退任

千代土地改良区
就任した役員の氏名及び住所
理事 荻原伊三郎 八頭郡河原町袋河原二五八
岩永 正雄 三三五一一

松岡 篤男	布袋二二八
中島 実	二一〇
西尾 信雄	稻常九〇三
有田 利久	鳥取市赤子田四二〇
宮田 定男	長谷一八五一一
本城 睦保	一九七
加藤 重蔵	倭文四二二四
前田 信男	四七三
森下 久雄	二一三、一五
高田 忠教	二三五
谷口 甚一	玉津六一
本多 豊蔵	横枕一六〇
前田 善一	一六三
小谷 頼夫	猪子二〇二
原田 増蔵	向国安一七二
南條 弘光	竹生三
有田喜美雄	上味野二八一
玉田 定壽	二五二
有田 薫	三五八
山下 正夫	朝月二三六一
岸本 正一	八七一
横山 安夫	源太五九
池沢 弘	下味野三三三

吉田 豊実	四一四
川口 柳蔵	一四七
西村 辰雄	一六二
吉田 梅雄	野寺一四二一、
依藤 武男	服部二三八
石井 盛久	二四七
西田 豊治	菖蒲四五六
中西 幸雄	二五五
山田 義美	二七八
小倉 俊男	倭文四二四一
半田 一美	朝月三一
美田 叡	八頭郡河原町稻常七六六
中村 隆春	鳥取市倭文四〇八一三
東 伯紀	上味野七二
森本 隆明	菖蒲三三三

昭和五十五年三月二十七日開催の総代会において総選挙の結果当選し、同年四月十八日就任 任期四年

鳥取県告示第九百一号

日野郡日野町安原二七〇番地一安原上入会林野整備組合組合長杉原良一及び同地安原下入会林野整備組合組合長杉原良一から申請のあつた安原上・下入会林野整備計画については、昭和五十五年九月二十五日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和

四十一年法律第二百六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

安原上・下入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十月十五日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第九百二号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号及び第六号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域及び期間

1 区域

日南町及び日野町の区域を除く県下全域

2 期間

昭和五十五年十一月四日から昭和五十六年二月二十八日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

1 松くい虫の附着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその附着している枝条及び樹皮を焼却すること。

2 松くい虫が附着し、又は附着するおそれがある伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。)をいう。以下同じ。)を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が附着している場合には当該松くい虫並びにその附着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者で、損失補償を受けようとするものは、別に定める申請書を速やかに、三に掲げる樹木又は伐採木等の所在す

る地域を管轄する地方農林振興局長に提出すること。

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第128条の3第3項の規定により、危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和55年10月14日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の種類

- (1) 甲種危険物取扱者試験
- (2) 乙種危険物取扱者試験
- (3) 丙種危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

(1) 日時

甲種危険物取扱者試験	昭和55年11月28日	午前10時から
乙種危険物取扱者試験	昭和55年11月28日	午前10時から
丙種危険物取扱者試験	昭和55年11月28日	午後1時から

(2) 場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県庁
倉吉市藤城279	鳥取県中部総合事務所

米子市花町1の160

鳥取県西部総合事務所

米子市富士見町一丁目103の1

鳥取県西部広域行政管理組合消防

本部

3 受験資格

(1) 甲種危険物取扱者試験については、消防法第138条の3第4項の規定に該当する者

(2) 乙種危険物取扱者試験については、消防法第138条の3第5項の規定に該当する者

4 受験手続

(1) 受験願書受付期間

昭和55年10月15日から同月30日まで(郵送による場合は、昭和55年10月30日までの消印のあるものは、有効とする。)

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 甲種危険物取扱者試験又は乙種危険物取扱者試験を受験する者は、

3の受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真1枚

受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面からの無帽かつ無背景の上三分身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもの

エ 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第55条第

5項又は第6項の規定により試験科目の一部を免除される者にあつては、受験願書提出の際、同条第5項又は第6項に規定する免状の写しを添付するとともにその免状を試験当日提示すること。

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

ア 甲種危険物取扱者試験 3,000円

イ 乙種危険物取扱者試験 2,000円

ウ 丙種危険物取扱者試験 1,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

6 受験願書提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部消防防災課